

## 見直し検討の背景

- 化管法附則第3条に基づき、平成20年11月に化管法施行令の改正をしてから約10年が経過。
- 第55回規制改革会議(平成27年12月開催)に平成30年度を化管法の見直し年度と登録。
- 化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進等について重点的に取り組むことを第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)の中で規定。
- 産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合により、見直し審議を実施。
  - －令和元年4月24日:第1回合同会合
  - －令和元年5月22日:第2回合同会合
  - －令和元年5月24日～6月13日:パブリックコメント実施
  - －令和元年6月28日:「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会合同会合取りまとめ」及び「今後の化学物質環境対策の在り方について(答申)」を受ける。

## 制度全体について

- 対象物質の見直しの考え方
  - －右記参照
- 特別要件施設の点検
  - －水俣条約に基づく大防法の措置(水銀測定)による水銀及びその化合物の届出対象への追加
- 届出データの正確性の向上
- 災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
- 廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方

## 対象物質の見直しの考え方について

- ① 対象とする候補物質(母集団)
  - 現行化管法対象物質
  - 各種法令規制物質 等
- ② 有害性の判断基準
  - 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目(発がん性、生態毒性等)
  - 一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有するものを特定第一種指定化学物質に追加
- ③ 環境中での存在に関する判断基準
  - 一般環境中での検出状況
  - 排出量等での判断
    - 1) 現行の第一種指定化学物質  
:届出排出量+届出外排出量 10トン以上  
※届出移動量が多い物質は100トン以上(すべてが排出されないため)
    - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質(化審法用途のみの物質):推計排出量 10トン以上
    - 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質(化審法用途以外の用途もある物質)  
:製造輸入量:100トン以上(農薬は10トン以上)
- ④ 環境保全施策上必要な物質
  - 環境基準が設定されている物質
  - 化審法の優先評価化学物質 等

**★具体的候補物質の確認については**  
**今般の物質見直し合同会合にて検討**